

■愛知県営清水住宅PFI方式整備等事業 実施方針に関する意見・提案

No	該当箇所							提案・意見内容
	頁	数字	(数字)	カナ	(カナ)	英字	(英字)	
1	4	1	(1)	キ	(ア)	b		「本事業完了前に引渡しを要する次の(a)から(e)までの業務に係る費用については、当該業務の引渡し時に残額を一括して支払います。」とありますが、(e)既存住棟等の解体撤去に関する業務について、今回の事業も解体工事が複数の期に分かれているため、保留金があると想定されます。解体引き渡し後に保留金があると、活用用地売買契約・譲渡後も保留金が残っていることに疑義が生じます。また契約後は詳細な内訳書の作成が可能であり、出来高検査でも確認できるため、契約後に解体工事に関しては支払い条件を変更できる条文または、文章を追記していただけないでしょうか。
2								特定事業契約書において、別紙にて事業スケジュールの添付がある場合は、事業スケジュールに活用用地の売買・譲渡契約スケジュールを記載しないでいただけますでしょうか。特定事業契約書には建設・設計企業が押印することになり、活用用地企業の押印しない為、活用用地の事象で変更が生じた際に押印手続きの負担が生じます。